

令和7年度

番号

日間 又は

工期

令和 年 月 日提出

令和8年3月31日 まで

工事設計書

工事名 横浜市立大学医学部動物棟空調設備(No.5)更新工事

工事場所 横浜市金沢区福浦三丁目9番地

工事概要 横浜市立大学医学部動物実験棟の空調機器(AC-5系統)の更新を行う工事です。

施工理由

金額入り ・ 金額抜き

設計金額

.-

内訳

工事価格

.-

消費税相当額

.-

内 訳 書

	工 事 項 目	数 量	単 位	単 価	金 額
I	機械設備工事				
1	機器設備工事				
	エア-ハント [®] リング [®] 型空調機	1	式		
	AC-5				
	品番;				
	冷房能力;241.9kW				
	暖房能力;39.15kW				
	送風機;28,650m ³ /hx700Pax11.0kWx2				
	送風機;27,420m ³ /hx550Pax 7.5kWx2				
	全熱交換器				
	加湿器;161.0kg/h				
	フィルター;耐塩害中性能フィルター				
	付属品;SP防振・活性炭フィルター				
	INV制御盤・SUS製ドレンポン 共				
	組立費	1	式		
	機器塗装工事	1	式		
	基礎工事	1	式		既存再使用
	搬入据付費	1	式		
	試運転調整費	1	式		
	1. 機器設備工事 小計				

内 訳 書

工 事 項 目		数 量	単 位	単 価	金 額
I	機械設備工事				
2	配管設備工事				
	<冷水用 >				
	ステンレス鋼管	20SU	4	m	
	同 上 継 手 類		1	式	
	ステンレス鋼管	65A JIS G3459	2	m	
	ステンレス鋼管	100A JIS G3459	35	m	
	同 上 継 手 類		1	式	
	<温水用 >				
	ステンレス鋼管	25SU	2	m	
	ステンレス鋼管	40SU	35	m	
	同 上 継 手 類		1	式	
	<蒸気用 >				
	配管用炭素鋼管	50A 黒管	14	m	
	配管用炭素鋼管	65A 黒管	4	m	
	同 上 継 手 類		1	式	
	<ドレン用 >				
	配管用炭素鋼管	32A 白管	6	m	
	同 上 継 手 類		1	式	
	ゲート弁(JIS10K)	20A SUS	4	個	
	ゲート弁(JIS10K)	40A SUS	8	個	
	バタフライ弁(JIS10K)	65A SUS	5	個	
	バタフライ弁(JIS10K)	100A SUS	6	個	
	ストップ弁(JIS10K)	50A マレアブル	4	個	
	Y型ストレーナー(JIS10K)	50A	2	個	
	Y型ストレーナー(JIS10K)	25A SUS	1	個	
	Y型ストレーナー(JIS10K)	65A SUS	2	個	
	Y型ストレーナー(JIS10K)	100A SUS	1	個	
	圧 力 計		10	個	
	温 度 計		8	個	
	二方弁装置(除本体)	25A SUS	1	組	
	二方弁装置(除本体)	65A SUS	2	組	
	空調ドレントラップ	32A	2	個	
	管 支 持 金 物		1	式	
	配管架台工事		1	式	

特 記 仕 様 書

<p>A. 工事仕様</p> <p>1. 適用基準等</p> <p>2. 共通仕様書</p> <p>3. 特記仕様の基準等</p> <p>4. 官公庁への手続き等</p> <p>5. 工程表</p> <p>6. 工事中材料等</p> <p>7. 疑義</p> <p>8. 設計変更</p> <p>9. 製作図、施工図</p> <p>10. 立会検査</p> <p>11. 工事中電力用水等</p> <p>12. 工事写真</p> <p>13. 工事完成図等</p> <p>14. その他</p>	<p>本工事は、共通仕様書、特記仕様書、設計図、追加指示事項書、内訳書、質疑応答書ならびに官公署規則(建築基準法、消防法等)に従い施工すること。</p> <p>設計図書の優先順位は、下記の通りとする。(仕様書等については最新のものを使用すること。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 現場説明書および現場説明書に対する質問回答書 2) 特記仕様書(図面記載のものおよび別冊を含む) 3) 「横浜市建築局建築工事特則仕様書」 4) 横浜市建築局監修「機械設備工事施工マニュアル」 5) 横浜市建築局監修「電気設備工事施工マニュアル」 6) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 建築工事編」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編」 7) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「公共建築設備工事標準図 機械設備工事編」 <p>機器の据付および配管類の支持等に対する耐震処置は、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修「建築設備耐震設計・施工指針(最新版を参照)」に準拠すること。 また、設計時の標準震度は、重要性の高い建築設備機器扱いとする。</p> <p>工事に必要な官公署、電力会社、電話会社等への手続きは迅速に行い、これに要する費用は一切請負業者の負担とする。</p> <p>工事契約後、全工期工程表を作成し提出すること。</p> <p>工事契約後施工着手前には、主要機材選定、メーカーリスト、機器承諾図等を提出し、監督員の承諾を得たうえで発注すること。 本工事に使用する機材について、監督員の指示するものについては見本品を提出すること。</p> <p>本工事の設計図書に関する疑義は、工事契約前に質疑応答書にて確認すること。質疑に漏れたものは監督員の指示に従うこと。</p> <p>請負業者は、監督員の承諾した追加または変更に対しその都度変更内容をまとめ、概算書を監督員に提出すること。 また、監督員の指示する期日までに、変更図および変更数量書を作成し提出すること。</p> <p>本特記仕様書および添付図面は工事の概要を示すものであるから、請負者は工事着手前に施工図を作成し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>各工事は予め監督員の指示した工程に達したとき、立会検査を受けること。施工後の検査が不可能または困難な工事は、その施工に際して立会検査を受けるか、または記録写真を残し、後日確認を受けること。どちらかによるかは監督員の指示によること。</p> <p>工事中および機器試運転調整用電力、用水、排水等に要する費用は、工事請負者の負担とする。 但し、既設建物内での作業時には監督員と協議の上、利用出来る。</p> <p>竣工後見え隠れとなる主要部分を工事進捗状況に応じて、その他の部分は月2回程撮影し、監督員の指示する部数を提出のこと。</p> <p>工事完成に際しては、諸官庁および監督員の検査合格をもって完成とし、工事請負者は完成図書を作成して監督員の承認を受けること。提出部数は監督員の指示による。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <ul style="list-style-type: none"> ・官公庁許可書 ・機器製作完成図・取扱説明書・保証書 ・付属品・予備品一覧表 ・アフターサービス連絡先一覧表 ・施工図(ノート製本) <ul style="list-style-type: none"> ・各種試験成績表 ・工事写真集 ・工事関係者連絡先一覧表 ・完成図(A4ファイル製本、ノート製本) ・完成図・施工図の原図 ・完成図・施工図のCADデータ </div> <p>設計図に明示がなくても機能上当然必要と認められるものは、監督員の指示に従い施工すること。この場合の請負金額の増減については協議すること。 本工事完成引渡し後1ヵ年を瑕疵期間とし、施工上の不備に関わるものは無償にて請負者が手直しを行う。</p>
<p>B. 特記事項</p> <p>1. その他注意事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 本工事の完成時には「横浜市建築工事特則仕様書」及び「横浜市機械設備工事特則仕様書」に示す完成図書を必要部数提出すること。 2) 本工事中に、予定外の停電・機器停止・断水等を生じさせることのないよう十分注意を払うこと。 3) 工事着手前に既存設備の設置状況を十分調査のうえ、既存機器設置業者と十分打合せを行うこと。 その結果、原設計図と異なる部分が生じたりその他不都合があった場合は、監督員に報告し指示を受けること。 4) 大学および病院の業務を継続しながらの工事であるため、第三者に対する安全には十分注意をすること。 5) 騒音、振動が伴う工事は事前に打合せを行い、指定時間に行うこと。 6) 工事期間中の防災対策は、横浜市立大学附属病院側の消防計画書に準拠すると共に、防災管理組織を編成し責任者を定め、横浜市立大学附属病院の防火責任者と連携を保つこと。 7) 次の工事については事前に届出を行い、監督員と打ち合わせ、承諾を得てから行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 停電が生じる工事 (2) 断水が生じる工事 (3) 消防設備の機能に支障を生じる工事 (4) 医療ガスの供給が停止する工事 (5) その他、授業、研究、診療、医療、調剤などに重大な影響が生じる工事 8) 工事技術者は、関係者であることを証する名札などを着用する。 9) 既設躯体をダイヤモンドカッター等でコア抜きする場合、事前にX線撮影による躯体内の調査を行い配管等が埋設されていないことを確認すること。 10) 図中にあるメーカー及び型番等は参考とすること。